

佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月29日条例第21号）

改正後	改正前
<p>(指定管理者の候補者の選定の特例)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><b>2</b> 市長は、一の指定管理者が併せて複数の公の施設（教育委員会が管理するものを含む。<u>以下この項において同じ。</u>）の管理を行うことによってより事業効果が期待できると認められる場合であつて、当該複数の公の施設の<u>いずれかについて</u>現に指定管理者に管理を行わせているものがあるときは、一の指定管理者に管理を<u>行わせることができるまでの間</u>に限り、第2条、<b>第3条及び前条</b>に規定する手續を経ずに、当該現に管理を行わせている指定管理者を<u>当該複数の</u>公の施設の指定管理者の候補者として選定することができる。</p> <p><b>3</b> <u>市長は、地域の運営によってより事業効果が期待できると認められる公の施設については、第2条に規定する手續を経ずに当該地域の地縁による団体（法第260条の2第1項に規定するものをいう。）等を指定管理者の候補者として選定することができる。</u></p> <p>(教育委員会が所管する公の施設への適用)</p> <p>第17条 教育委員会が所管する公の施設について、この条例を適用する場合においては、第2条、第3条、第5条から第10条まで、第11条第1項及び第3項、第12条、第13条、第15条第1項並びに前条の見出し、同条第1項及び第4項中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第4条中「市長」とあるのは「市長、教育委員会の委員」と、<b>第6条第2項</b>中「教育委員会」とあるのは「市長」と、前条第2項中「市長が」とあるのは「教育委員会が」と、「自ら」とあるのは「教育委員会自ら」と、第2条、第3条、第8条、前条第4項及び次条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。</p>	<p>(指定管理者の候補者の選定の特例)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><b>2</b> <u>市長は、地域の運営によってより事業効果が期待できると認められる公の施設については、第2条に規定する手續を経ずに当該地域の地縁による団体（法第260条の2第1項に規定するものをいう。）等を指定管理者の候補者として選定することができる。</u></p> <p><b>3</b> 市長は、一の指定管理者が併せて複数の公の施設（教育委員会が管理するものを含む。）の管理を行うことによってより事業効果が期待できると認められる場合であつて、当該複数の公の施設の<u>うち</u>現に指定管理者に管理を行わせているものがあるときは、一の指定管理者に管理を<u>行わせようとするまで、3年未満の期間で、かつ、1回</u>に限り、第2条に規定する手續を経ずに、当該現に管理を行わせている指定管理者を、<u>改めて現に管理を行わせている</u>公の施設の指定管理者の候補者として選定することができる。</p> <p>(教育委員会が所管する公の施設への適用)</p> <p>第17条 教育委員会が所管する公の施設について、この条例を適用する場合においては、第2条、第3条、第5条から第10条まで、第11条第1項及び第3項、第12条、第13条、第15条第1項並びに前条の見出し、同条第1項及び第4項中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第4条中「市長」とあるのは「市長、教育委員会の委員」と、<b>第6条第3項</b>中「教育委員会」とあるのは「市長」と、前条第2項中「市長が」とあるのは「教育委員会が」と、「自ら」とあるのは「教育委員会自ら」と、第2条、第3条、第8条、前条第4項及び次条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。</p>